

青森県報

第八十六号

令和元年
十一月二十日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課) … 一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…(障害福祉課) … 一

○保安林の指定解除…(林政課) … 二

公 告

○県有財産の売却に係る一般競争入札…(行政経営課) … 二

○大規模小売店舗の変更の届出…(商工政策課) … 三

○右 同…(同) … 四

○都市計画の変更案の縦覧…(都市計画課) … 五

○右 同…(同) … 五

○右 同…(同) … 五

出先機関

○土地改良区の役員の就任…(上北地域) … 六

○土地改良区の役員の退任…(同) … 六

規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

第三条第一項各号中「年〇・〇一パーセント」を「年〇・〇〇一パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに貸し付けた資金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第四百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
弘前市薬剤師薬局土手町	弘前市大字土手町一八一の一	令和元年・二〇二〇

青森県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 保安林の所在場所
北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢一二の二六
- 一(二) 保安林として指定された目的
風害の防備
- 一(三) 保安林解除の理由
駐車場用地とするため
- 二(一) 保安林の所在場所
北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢一二の二六
- 二(二) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 二(三) 保安林解除の理由
駐車場用地とするため

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
弘前市大字駒越字高田一三二の二、一三八の六	学校用地	一四、八四六・〇〇
青森市大字浅虫字山下一三一の三	宅地	二六三・五四
青森市浪岡大字大釈迦字山田二一五の一	宅地	二一七・七六
青森市大字安田字近野四八〇の四	雑種地	二〇五・〇〇
青森市大字矢田前字浅井二六の二二	宅地	二、一三四・〇六
青森市石江二丁目九の四	宅地	一、六六八・四九
青森市浪岡大字浪岡字淋城二の二	宅地	八〇五・二六
黒石市境松一丁目一一の四	宅地	三七八・一九
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
つがる市木造桜川一三の二六	宅地	一九五・九一
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の一三九	宅地	八〇一・〇一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地
 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課
 青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
 青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

令和元年十二月十六日 午前九時から
 令和元年十二月二十日 午後五時まで (必着)

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
 青森県庁舎 東棟四階B会議室

4 開札日時

令和二年一月八日 午前十時から
 開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
(仮称)コープあおもり和徳店 弘前市大字野田二丁目二の一八外	生活協同組合コープあおもり和徳店 弘前市大字野田二丁目二の一八外	令和元年・〇・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 理事長 小池 伸二	変更なし 株式会社オザキ・フロリスト 弘前市大字親方町二〇の三 代表取締役 尾崎 和彦	令和元年・〇・三

三 届出年月日

令和元年十月三十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年十一月二十日から令和二年三月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年三月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープあおもり和徳店

弘前市大字野田二丁目二の一八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 小池 伸二

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の設置方法に関する事項	三か所 (位置は、届出書添付図面のとおりに位置する)	六か所 (位置は、届出書添付図面のとおりに位置する)	令和元年三月二十日

四 届出年月日

令和元年十月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和元年十一月二十日から令和二年三月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年三月二十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号むつ横浜線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

上北郡横浜町字林ノ後及び中柵名木の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、むつ市都市整備部都市計画課及び横浜町企画財政課

四 縦覧期間

令和元年十一月二十一日から十二月四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用

する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三沢都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・三号中央町金矢線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課

四 縦覧期間

令和元年十一月二十一日から十二月四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六戸都市計画区域における道路に関する都市計画(三・六・一号中央町金矢線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

六戸町大字犬落瀬字柳沢、字内金矢及び字中屋敷の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課

四 縦覧期間

令和元年十一月二十一日から十二月四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年十一月二十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	沼山 助定	上北郡東北町字蓼内久保二八の三	令和 元・ <small>九・二四</small> 就任
〃	下浅 弘	〃 〃 字外蛭沢北久保九八	〃

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年十一月二十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	花松幸一郎	上北郡七戸町字花松林ノ根五〇の二	令和元・ <small>八・二六</small>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭